

社保・国保審査委員連絡委員会

と き 平成 27 年 7 月 2 日 (木) 15 : 00 ~

ところ 山口県医師会 6 階会議室

報告：常任理事 萬 忠雄
理 事 清水 暢
理 事 船津 浩彦

協 議

1 エリスロポエチン製剤の使用基準について 〔国保連合会〕

最近、EPO 製剤の使用が一般化し、多くの医療機関で投与例が激増しており、100 歳前後の患者に対しても安易に投与されるようになってきた。EPO 製剤投与前及び投与後の Hb 値、クレアチニン値の記載を医療機関に求め、能書どおりの使用であるか確認が必要と思われるため、協議願いたい。

2 エリスロポエチン（ミルセラ注）の取扱いについて〔山口県医師会〕

（郡市保険担当理事協議会からの提出依頼）

ミルセラ注の査定事例が多くみられるが、審査基準が厳しすぎるとの意見が医師会へ寄せられている。そのため、添付書だけでは読み取れない適正な保険請求のあり方等について、各医療機関へ周知する必要があるので協議願いたい。

使用事例が拡大されているが、安易な投与をし

ないように留意する。傾向的な請求については詳記を求めるケースもある。

3 血液交叉加算について〔支払基金〕

血小板輸血に対して算定が認められるか協議願いたい。

原則、認められない。必要な事例には詳記願いたい。

4 抗 TSH レセプター抗体（TRA b）の算定について〔支払基金〕

甲状腺機能低下症又はその疑いに対して認められるか協議願いたい。

疑い病名では認めない。

5 抗 TSH レセプター抗体（TRA b）、FT3、FT4 及び TSH の連月算定について〔支払基金〕

「バセドウ病」「甲状腺機能亢進症」に対して、

出席者

委 員 藤原 淳
小田 達郎
山下 哲男
西村 公一
城戸 研二
矢賀 健
藤井 崇史
赤司 和彦
田中 裕子
久我 貴之

委 員 土井 一輝
中山 晴樹
安武 俊輔
上岡 博
上野 安孝
村上不二夫
松谷 朗
道重 博行
新田 豊

県医師会
会 長 小田 悦郎
常任理事 萬 忠雄
理 事 清水 暢
船津 浩彦

連月での算定が認められるか協議願いたい。

「バセドウ病」「甲状腺機能亢進症」に対して、TRA b の連月での算定は認めない。(原則、3 か月に 1 回程度とする)

FT3、FT4 及び TSH について、連月算定(月 1 回程度)は必要に応じて認める。

その他 再審査提出の 6 か月ルールについて 〔山口県医師会〕

(代議員会からの提出依頼)

半年以上前のレセプトの査定があり、郡市医師会を通じて県医師会へ対応の依頼があった。

平成 22 年の社保・国保審査委員合同協議会でも協議しているが、6 か月ルールは紳士協定とはいえ、行政通知(保文発第 272 号及び 290 号)であるため、その趣旨を保険者に周知徹底することが重要であり、再審査の処理は法律的には「内部点検確認行為」(最高裁判決：第三小法 昭和 53 年 4 月 4 日)であるため、医療機関側と患者、保険者間の信頼関係を阻害しないために、当時の厚生省当局が再審査の実務について「再審査申し出の期間は審査決定後 6 ケ月」として厚生省課

長通知を発出したものである。

これが俗にいう「再審査の紳士協定」であり、その基は行政通知であることから、医療保険関係者がしっかり守らなければならないルールである。

ただ、審査の体系も大きく変わり、縦覧審査等も可能となった現在においては、医師会も昭和 60 年の通知を盾に厳しく対応することは行っていないが、先人による当時の協定については、その趣旨を尊重すべきと考えるが、ご意見を伺いたい。

〔関連記事〕「山口県医師会報」

平成 22 年 10 月号・社保国保審査委員合同協議会

医療保険関係者は、当該通知(下記のとおり)の趣旨を理解した対応が必要である。山口県においては「医療保険関係団体連絡協議会」等において周知していく。

※以上の新たに合意されたものについては、平成 27 年 9 月診療分から適用する。

参考資料

診療報酬の審査に関連する措置について

(昭和 60.4.30 保文発第 272 号 厚生省保険局保険課長から健康保険組合理事長あて通知)

社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)における診療報酬請求書の再審査については、関係法令等に従い実施されているところであるが、支払基金における迅速な再審査処理と支払事務の円滑な実施をさらに促進するため、再審査の申出に当っては、特に下記の事項に配慮され、適正な実施に努められたい。(保文発第 290 号 国民健康保険関係についても同様)

記

- 1 支払基金に対する再審査の申出はできる限り早期に行い、支払基金が定めた申出期間(原則 6 ケ月以内)を遵守するよう努められたいこと。
- 2 同一事項について同一の者からの再度の再審査申出は、特別の事情がない限り認められないものであるため、留意されたいこと。